

利府町文化複合施設管理運営基本計画



平成30年3月

利 府 町

< 目 次 >

I 章 管理運営基本計画策定の背景	1
1. これまでの経緯	1
2. 管理運営基本計画の目的	2
II 章 管理運営の基本方針	4
1. 管理運営における基本的考え方	4
2. 管理運営の基本方針	4
III 章 施設機能における基本方針	6
1. 各機能の基本方針	6
(1) 公民館	6
(2) 図書館	6
(3) 文化ホール	7
(4) 郷土資料館	7
(5) 施設全体（共有施設を含む）	8
IV 章 組織運営計画	9
1. 組織運営の基本的考え方	9
2. 組織運営の基本方針	9
(1) 管理運営体制の基本方針	9
(2) 住民組織運営の基本方針	13
V 章 施設管理計画	14
1. 施設管理の基本的考え方	14
2. 施設管理の基本方針	14
(1) 利用規則の基本方針	14
(2) 利用料金の基本方針	16
VI 章 利用・事業計画	17
1. 利用・事業の基本的考え方	17
2. 利用・事業の基本方針	17
(1) 活動事業の基本方針	17
(2) 広報活動の基本方針	19
(3) 施設経営の基本方針	20

VII章 その他	22
1. 今後のスケジュール	22
(1) ハード事業スケジュール	22
(2) ソフト事業スケジュール	22
(3) 開館準備業務	23
2. 実施検討事業案	24
資料編	26
1. 検討体制	26
(1) 管理運営基本計画検討委員会	26
(2) 住民ワークショップ	28
2. 利府町文化複合施設基本構想（平成 25 年 5 月策定）	30
(1) 文化複合施設整備のコンセプト	30
(2) 文化複合施設整備に向けての基本方針	32
3. 文化複合施設の概要	33
4. 用語解説	36

I 章 管理運営基本計画策定の背景

1. これまでの経緯

本町では、第4次利府町総合計画（平成12年度策定）策定時に、各種施策の中で最も要望が高かった図書館建設の実現に向けて、利府町図書館構想（平成14年3月）、利府町図書館基本計画（平成18年3月）を策定しました。また、議員発議により利府町文化芸術振興条例が平成17年度に制定され、積極的に文化活動を推進していく方針が打ち出されました。

このような中、第5次利府町総合計画（平成23（2011）年度～平成32（2020）年度）の策定にあたり、住民アンケート調査を実施したところ、文化施設の整備について要望があり、また、議会の一般質問等でも文化複合施設の整備が取り上げられました。このことから、第5次利府町総合計画では、住みよいまちづくりの実現を目指し、“芸術・文化活動を支援する文化施設を含めた複合施設の整備について、検討する”とともに“学習の拠点となる公民館や生涯学習センター、図書館の機能充実を図る”ことが位置づけられています。

これらを踏まえて、平成25年5月に利府町文化複合施設基本構想・基本計画、平成26年9月に整備計画を策定しました。そして住民の代表者等によるワーキンググループからの意見や提案を反映させながら、平成28年10月に基本設計、平成29年5月に実施設計を取りまとめました。

文化複合施設は、公民館、図書館、文化ホール、郷土資料館、アトリウム等の機能を持つ、住民全体の活動拠点に位置づけられています。利府に暮らす全ての人々の交流と絆を深く求めることができる“場”として、誰もが利用しやすく、集まりたくなる拠点施設となるよう、2期に分けて整備事業を進めており、第Ⅰ期は平成32（2020）年度末、第Ⅱ期は平成37（2025）年度までの建物完成を目指しています。

年度	経緯
平成12年度	・ 図書館建設の検討にあたり、図書館検討委員会設置（委員12名）
平成13年度	【図書館構想の策定（平成14年3月）】
平成17年度	【図書館基本計画 策定（平成18年3月）】
平成24年度	・ 文化複合施設基本構想・基本計画の検討にあたり、文化複合施設整備検討委員会設置（委員12名）
平成25年度	【文化複合施設基本構想・基本計画 策定（平成25年5月）】 ・ 文化複合施設整備計画の検討にあたり、文化複合施設整備計画検討委員会設置（委員19名）
平成26年度	【文化複合施設整備計画 策定（平成26年9月）】
平成27年度	・ 施設を2期に区分し、段階的に整備する方針へと転換 第Ⅰ期：公民館、図書館、小ホール、アトリウム 第Ⅱ期：大ホール、郷土資料館 ・ 文化複合施設基本設計の設計者を選定（平成28年2月）
平成28年度	・ 基本設計に係るワーキンググループを開催（参加者25名） 【文化複合施設基本設計 完了（平成28年10月）】
平成29年度	【文化複合施設実施設計完了（平成29年5月）】

2. 管理運営基本計画の目的

本町では、『個性ある文化を発信するまち』を実現するため、「生涯学習」「文化・芸術活動」「交流」の拠点となる文化複合施設の整備を進めています。

本計画は、文化複合施設における管理運営及び住民参加の在り方等について基本的な指針を明らかにすることを目的としています。本計画に基づき、文化複合施設が一体的かつ賑わいにあふれ、誰もが利用しやすく、集まりたくなる拠点となるように、子どもから高齢者までの住民との協働による管理運営に積極的に取り組みます。これにより町内に協働の意識が根付き、本施設が**“住民みんなで支え成長する新拠点”**となることを目指します。そして本施設での体験や経験をとおして、子どもや若者が本町への愛着の芽を育むことを期待します。

本計画については、これまでの計画を受けるとともに、管理運営基本計画検討委員会や住民ワークショップの意見等を踏まえて策定したものです。この管理運営基本計画を土台として、開館準備等を関係機関と調整しながら計画的に進めていきます。

賑わいにあふれ、利用しやすく、集まりたくなる拠点

住民との協働による管理運営

住民みんなで支え成長する新拠点



文化複合施設の内観イメージ（実施設計）

また、本施設の整備時期は２期に分かれており、第Ⅰ期施設については、公民館、図書館、文化ホール（小ホール）、アトリウムの機能を、第Ⅱ期施設については、文化ホール（大ホール）、郷土資料館の機能を持つ施設として整備することとしています。

本計画においては、第Ⅰ期及び第Ⅱ期整備後の全ての施設を対象として、管理運営に関する基本的な指針を示しており、第Ⅰ期施設の管理運営手法については、小ホール運営や公民館の貸館事業等を中心に、指定管理者制度の導入も含めて、民間活力の活用を積極的に進めていきます。第Ⅱ期施設の管理運営手法についても、引き続き、事業収入が多く見込める文化ホール（大ホール）が第Ⅱ期に整備されることを踏まえ、指定管理者制度の導入など、施設全体の一体的な管理運営について検討していきます。

第Ⅱ期施設供用後の管理運営としては、管理面における清掃・警備等の維持管理業務の効率化、施設全体のトータルコストの縮減等を図るとともに、複合施設のスケールメリットを活かせるような運営に向けて、民間企業・団体や、住民等と協働・連携した管理運営を検討していきます。

なお、本計画については、今後の社会経済情勢等の変化に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととし、利用者との対話を通して、本町の文化複合施設が利用しやすく、住民みんなで支え成長する拠点施設となるような、管理運営を検討していきます。



Ⅱ章 管理運営の基本方針

1. 管理運営における基本的考え方

「住民みんなで支え成長する新拠点」として住民との協働により、各機能の役割や特性を踏まえた管理運営を行うとともに、機能連携を積極的に推進し、複合施設としての相乗効果を高めます。また、効率的な管理運営を目指して民間活力を活用するとともに、施設を利用しやすい仕組みの構築等や環境の変化に適切に対応する管理運営を進めます。そして、芸術文化の創造活動や生涯学習等の活動拠点となるよう、事業実施や企画支援、人材育成等に取り組み、本施設を通して利府の人や想いをつなぎ、利府の新たな魅力とイメージを形成し、地域を活性化します。

また、広く本施設を周知するため、情報発信・アピール力を強化するとともに、多様な情報や人・活動等との出会いが生まれるよう、周辺地域や施設利用者相互の交流を支援して、地域の賑わいを創出します。

以上の基本的考え方を踏まえて、5つの管理運営の基本方針を示します。

2. 管理運営の基本方針

基本方針1 住民主体の活動拠点となる管理運営

- 住民ボランティア活動の基盤づくりを進めるとともに、住民による運営サポート組織を設置すること等により、本施設が住民とともに成長し、住民主体の活動拠点となる管理運営を行います。
- 住民参加活動の持続性・成長性を高めていくため、住民が主体的に関われる企画や運営等の支援を図り、住民参加活動を活発にするとともに、誰もが自由に集まれる場を創出します。

基本方針2 誰もが利用しやすい管理運営

- 安心・安全な施設とするとともに分かりやすい施設案内・利用案内等を広く周知して、子どもから高齢者までの誰もが日常的に利用しやすく、また利用したくなるような管理運営を行います。
- 利用者の多様なライフスタイルに合わせて、利用しやすい開館時間・料金等のルール設定や、予約システム等を導入し、ソフト・ハードの両面においてバリアフリー化を図ります。

基本方針 3 **文化や個性の発信を支援する管理運営**

- 社会教育や人材育成の推進に向けて取り組んでいる事業等を充実させて、新たな発見による感動や喜びを育み、利府の文化や個性の発信を支援する管理運営を行います。
- 住民によるイベント・企画の募集や実行支援、プロデューサーやリーダーの育成支援等により、自己実現の場や相談窓口の充実を図り、施設の専門性を高めて、人材育成や多様な体験・学習の機会拡大を図ります。

基本方針 4 **環境の変化に適切に対応する管理運営**

- 民間活力を活用した効率的な管理運営を進めるとともに、太陽光発電・地中熱利用・雨水再利用の施設設備を活用して、少子高齢化や地球環境への配慮、防災・減災への対応等、様々な環境の変化に適切に対応する管理運営を行います。
- 将来において子どもや若者が地域への愛着の芽を育むための体験や交流ができるように、利府の環境や施設特性を効果的に活かして、柔軟に住民ニーズに対応した企画や運営を行い、人材育成を支援します。

基本方針 5 **周辺施設との交流・連携による管理運営**

- 周辺の子育て支援施設や高齢者施設、病院、学校等と連携してイベントや講座等を開催し、相互利用を図り、様々な分野へ波及効果を広げるような管理運営を行います。
- 近隣市町村の関連施設との交流・連携を推進して、施設の有効利用を図るとともに、交流・連携施設とのつながり等を生かして、町内外に広く効果的な広報活動を展開し、本施設の各種事業等への参加や集客の促進、認知度の向上を図ります。

Ⅲ章 施設機能における基本方針

1. 各機能の基本方針

各機能の基本方針として、利府町文化複合施設基本構想（以下、「基本構想」という）における機能整備の方針、それを踏まえた管理運営の方針は次のとおりです。

（１）公民館

①機能整備の方針

基本構想における公民館の機能整備に関する方針は、次のとおりです。

■基本機能に関する方針

- ①いきいき学び活動できる環境づくり
- ②個性ある文化を発信する環境づくり

■複合施設の利点を活かした機能に関する方針

- ①企画型情報発信・展示機能の導入
- ②複合施設の利点を活かした体験・交流機会の拡大

②管理運営の方針

住民の交流や自主的な学習・練習・創作活動の拠点として、公民館が利用しやすくなるように、施設案内や利用案内、活動紹介・利用団体紹介とともに講座等の充実により、住民活動や人材育成を支援します。

また、各サークル・学校・企業・住民をつなげる住民のコーディネーターの設置等により、住民・団体の交流を支援するとともに、地域課題に対応した学習環境を充実させます。

（２）図書館

①機能整備の方針

基本構想における図書館の機能整備に関する方針は、次のとおりです。

■基本機能に関する方針

- ①住民の豊かなライフスタイルを支援する蔵書の充実
- ②全ての人が利用しやすい環境づくり
- ③子どもから高齢者まで、ゆっくりとくつろいで読書ができる環境づくり
- ④多様な情報提供の場づくり
- ⑤本を通じた、感動・発見や交流機会の拡大

■複合施設の利点を活かした機能に関する方針

<図書館内に配置する機能>

- ①各種住民活動を支援する蔵書の充実

<図書館外に配置する機能>

- ①本を様々な形で楽しめる体験・交流イベントの拡大
- ②子どもや学生等の学習ニーズに配慮した環境づくり

②管理運営の方針

住民の生涯学習の中核施設として、読書活動を推進する文化教養機能に加え、資料や情報を提供し、生活や学習を支援する役割を担います。

また、住民活動の充実や促進に向けて、利用者の多様なニーズに合わせて資料を提供できるように、適切な資料の充実や収集・保存・活用、利用しやすい規則の設定等を行います。

(3) 文化ホール

①機能整備の方針

基本構想における文化ホールの機能整備に関する方針は、次のとおりです。

■基本機能に関する方針

- ①優れた文化・芸術活動に対応可能な利用しやすい大ホールの導入
- ②幅広い利用に対応可能な小規模のホールの導入
- ③大ホールと小ホールのフレキシブルな活用

■複合施設の利点を活かした機能に関する方針

<文化ホール外に配置する機能>

- ①複合施設の利点を活かした文化芸術の情報発信基地としての環境づくり
- ②文化ホールをもっと利用したくなる情報発信・PR機会の拡充

②管理運営の方針

音楽コンサートや演劇、舞台、講演会等に対応する多目的ホールとして、イベント情報等について効果的な情報提供を行うとともに、施設内から外へのアウトリーチ事業を展開して芸術文化への興味を掘り起こし、多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を提供するための取組を行います。

また、住民によるイベント・企画の募集や実行支援、プロデューサーやリーダーの育成支援等により、新たな芸術文化の創造と、住民の出会いや交流の場となるような住民の文化・芸術の発表機会を支援します。

(4) 郷土資料館

①機能整備の方針

基本構想における郷土資料館の機能整備に関する方針は、次のとおりです。

■基本機能に関する方針

- ①いきいき学び活動できる環境づくり
- ②個性ある文化を発信する環境づくり

■複合施設の利点を活かした機能に関する方針

- ①企画型情報発信・展示機能の導入
- ②複合施設の利点を活かした体験・交流機会の拡大
- ③利府の郷土の歴史資料を収集・展示する拠点機能の導入

②管理運営の方針

住民や児童・生徒が利府の歴史に親しみ、学べる充実した資料館にするとともに、展示の実演体験の実施等により郷土の歴史について理解を深めてもらうための取組を行い、郷土資料を収集・保管し、分かりやすく展示・説明を行い、後世に引き継いでいきます。

また、展示案内人や民話の語り部としてのボランティア導入、住民所有の郷土資料の展示等により、地域固有の郷土資料や伝統文化に触れ合い集う機会を創出して、地域の活性化を図るとともに、主体的に地域に関わり、郷土への愛着心を育みます。

(5) 施設全体（共有施設を含む）

①機能整備の方針

基本構想における共有施設（アトリウム・カフェ等）を含む文化複合施設全体の機能整備に関する方針は、次のとおりです。

■基本機能に関する方針（施設共通・全体）

- ①ユニバーサルデザインの利用しやすい環境づくり
- ②利用者に配慮した環境づくり
- ③減災に資する施設づくり
- ④環境への負荷の低い施設づくり
- ⑤環境の変化に対応した利用が可能な柔軟な場づくり

■複合施設の利点を活かした機能に関する方針（施設共通・全体）

- ①多彩な交流を支援する環境づくり
- ②施設の一体的利用を促進する環境づくり
- ③魅力あるイベントの企画実施を活性化する集客力を高める環境づくり
- ④住民主体の企画運営活動を支援する環境づくり

②管理運営の方針

文化複合施設の様々な利用者が集まり、誰もが楽しめるとともに、各サークル等が自由に利用できるスペースとして提供します。

また、事業者等と協力して、魅力ある企画やイベントの実施、各サークルのミニ展示等による情報発信・PR等を支援して、施設全体の集客力を高めます。

Ⅳ章 組織運営計画

1. 組織運営の基本的考え方

本施設は複合施設であり、機能構成は「公民館」、「図書館」、「文化ホール」、「郷土資料館」に分けられることから、各機能の専門性を高めるために、基本的には機能ごとに管理運営を進める必要があります。しかしながら、施設全体や共同利用空間を一体的に企画・管理運営することの必要性等についても考慮し、効率的な管理運営や利用者サービス向上の観点から、適切な管理運営手法について検討します。

また、利用者が気軽に訪れ相談できるオープンな管理運営体制となるように、既存の体制を踏まえ、住民との協働や民間企業・団体との連携を図りながら、効果的な管理運営体制を構築します。そして、魅力あふれる自主事業の実施や施設の適切な管理運営等、本施設に必要とされる知識、経験、技術、企画力を備えた管理運営体制とします。

2. 組織運営の基本方針

(1) 管理運営体制の基本方針

本施設の各機能の専門性を高め、施設機能を十分に発揮できるような管理運営手法を検討し、望ましい組織運営を実施します。

また、町が施設全体の管理主体となりますが、住民による運営サポートや民間企業・団体との連携を基本とした管理運営体制とします。

①管理運営手法

今後の生涯学習・文化・芸術活動、読書活動については、これまで多くの利用者と培ってきた信頼やつながり、地域の文化・教養・資源を大切にしながら、新たな核となる本施設を最大限に活用し、より地域に根ざした事業展開を図り、行政と住民の協働による生涯学習の振興を推進する運営が望まれます。

そのため、管理運営手法としては「**直営及び一部業務委託**」と「**指定管理者制度の導入**」が考えられますが、管理運営手法の検討に当たっては、本町の総合計画や教育振興基本計画等における「社会教育事業」の位置づけ等にも配慮しながら、慎重かつ柔軟に考える必要があります。

<管理運営手法の比較>

手法	直営及び一部業務委託	指定管理者制度の導入
主なメリット	● 長期的なビジョンを持ち、安定的かつ継続的な公共サービスの提供を行うことができる。 ● 学校の支援や、町の他の施設との連携したサービスの提供ができる。 ● 防災・避難機能の確保、情報セキュリティ等のリスク管理について、行政で一括して対応できる。	● 指定管理料の中での運営のため、経費削減が期待される。 ● 民間のノウハウを駆使し、創意工夫による事業展開やサービスの提供ができる。 ● 専門性やノウハウを有する人材の登用が可能となり、質の高いサービスの提供ができる。
主なデメリット	● 多くの町職員の配置が必要となり、運営コストが増加する。 ● 専門的知識を持つ指定管理者に比べ、情報発信力や新しい事業の企画力等が弱い場合がある。 ● 照明設備、放送設備等の操作やサービス面で、専門的な技術の蓄積に時間を要する場合がある。	● 収益確保に向けた短期の取組に偏重する傾向にあり、施設としての長期的ビジョンが立て難い場合がある。 ● 専門性が高く活用頻度が少ない資料等の収集・保存が、経営的な理由で疎かになる可能性がある。 ● 指定管理期間ごとに業者が変更になると、継続したサービスの提供が難しい場合がある。

本町では限られた資源（施設、財源、人員等）の中で、文化複合施設において最大限のサービス提供が求められますが、人口規模や社会構造、社会教育施設の利用状況等も加味し、住民等の意見も取り入れながら、管理運営手法を選択する必要があります。

本施設は、施設を２期に分けて整備することから、第Ⅰ期施設（公民館、図書館、小ホール、アトリウム）の管理運営から第Ⅱ期施設（大ホール、郷土資料館）整備後の管理運営まで、それぞれの期間における管理運営手法を計画的に検討していきます。

施設全体の警備、保守・点検、清掃、維持管理等の「管理」に係る分野については、専門的な知識を活かしながら、安心・安全で利用しやすい環境を提供できる施設となるよう、民間活力を活用し、一体的な管理を行っていきます。

また、各施設機能の「運営」に係る分野については、施設全体に共通する業務である総合案内や利用案内などの受付業務などについて、民間活力を活用した運営を検討します。文化複合施設で実施を想定する事業については、長期的視点で実施する事業と短期的視点で実施する事業があるため、民間活力を最大限に活かせる事業や業務について、指定管理者制度の導入や住民による運営サポート組織（住民ボランティア等）による運営を検討します。

併せて、文化複合施設の管理運営に係る業務範囲が多岐にわたることから、第Ⅰ期施設開館までに、民間活力を活用して実施する事業や業務内容を精査します。なお、施設供用後も引き続き、民間活力を最大限に活かした運営となるよう、具体的に検討していきます。

以上のことを踏まえ、文化複合施設の管理運営に係る想定業務のうち、第Ⅰ期施設供用時は、小ホール運営や公民館の貸館事業等を中心に、指定管理者制度の導入も含め、民間活力の活用を積極的に進めていきます。

第Ⅱ期施設供用後の管理運営としては、管理面における施設全体の清掃・警備等の維持管理業務の効率化、施設全体のトータルコストの縮減等を図るとともに、事業収入が多く見込める文化ホール（大ホール）が第Ⅱ期に整備されることを踏まえ、一体的な事業運営や機能間の連携強化など、複合施設のスケールメリットを活かせるような運営に向けて、民間企業・団体や、住民等と協働・連携した管理運営を検討していきます。

<文化複合施設の管理運営に係る想定業務>

機能	業務内容	
施設全体 (共有部分を含む)	施設管理	警備、保守・点検、清掃、維持管理等
	公民館	事業の企画・運営
		社会教育事業全般等、公民館事業
	公民館	総合案内・利用案内・受付
		各室・設備等の貸出等
	図書館	事業の企画・運営
		資料の収集・整理、生涯学習支援、学校や他図書館とのネットワーク形成等
	図書館	利用案内・受付
		資料や情報の提供、貸出・返却、レファレンスサービス等
	文化ホール	事業の企画・運営
		興行収入を伴う事業等
施設全体 (共有部分を含む)	文化ホール	利用案内・受付
		各ホール・設備の貸出等
	郷土資料館	事業の企画・運営
		資料の収集・整理、保管、伝統文化の継承等
	郷土資料館	利用案内・受付
		入館受付、説明等
	アトリウム・広場	利用案内・受付、事業の企画・運営
	カフェ等	カフェ等の運営
		交流スペースの活用等

<文化複合施設の機能構成>

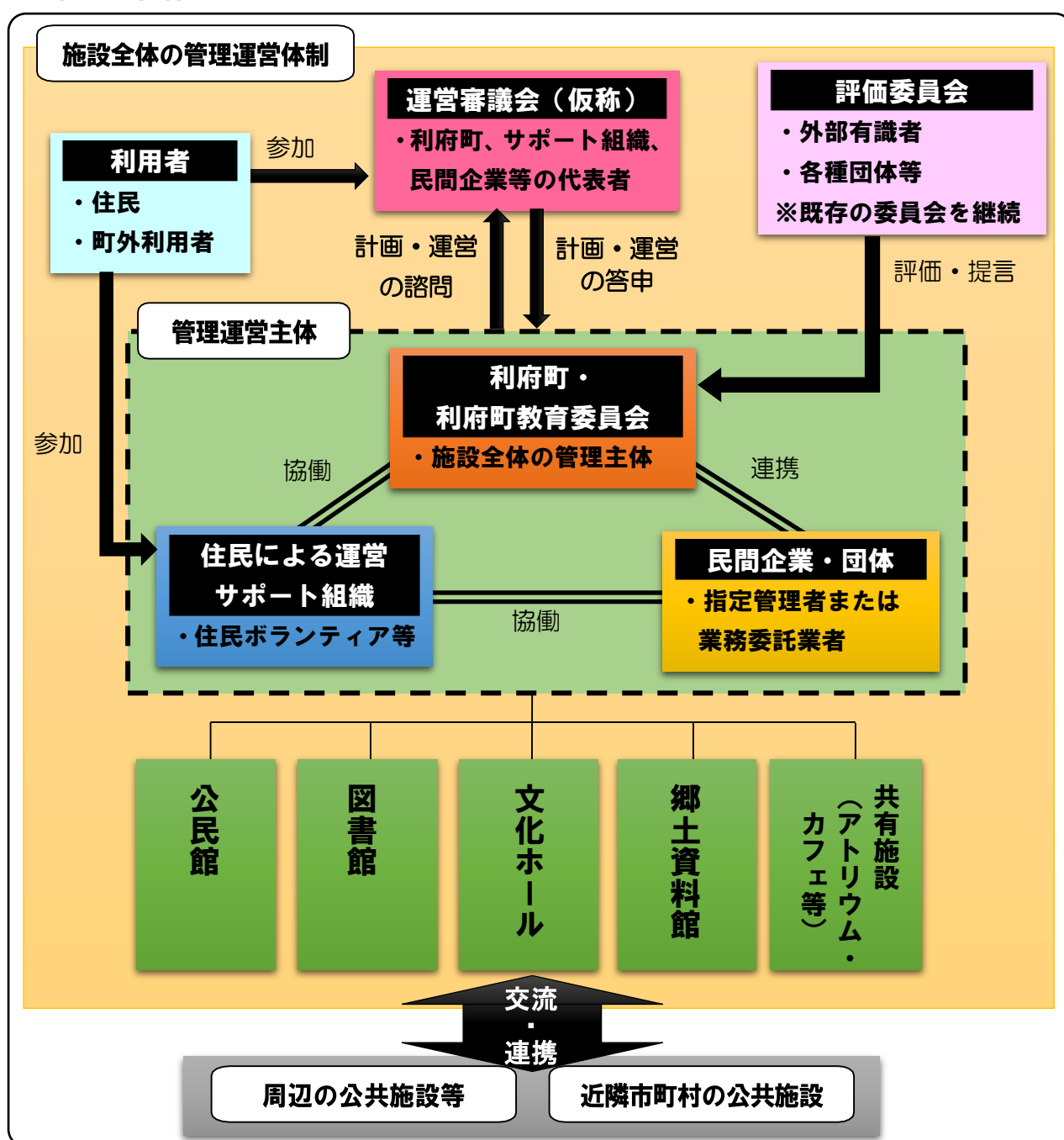
第Ⅰ期施設・・・公民館、図書館、文化ホール（小ホール 430 席）、アトリウム・広場、カフェ等

第Ⅱ期施設・・・文化ホール（大ホール 800 席）、郷土資料館

②管理運営体制

施設全体の管理主体の中心は利府町・利府町教育委員会になりますが、住民ボランティア等からなる住民による運営サポート組織と協働するとともに、民間企業・団体とも連携して管理運営に取り組み、これらの代表者による運営審議会（仮称）を結成しながら、管理運営の改善に取り組みます。運営審議会（仮称）は、施設全体の管理運営に係わる事項（利用規則・料金、事業・イベント、維持管理、共通課題等）について評価・調整・協議し、管理運営主体に対し、答申するものとします。なお、運営審議会（仮称）には利用者である住民や町外利用者の評価・要望等を反映するため、利用者の代表者が参加します。また、外部有識者や各種団体等の代表からなる評価委員会（既存の委員会を継続）の評価・提言を含めて検討することにより、管理運営の改善を図ります。

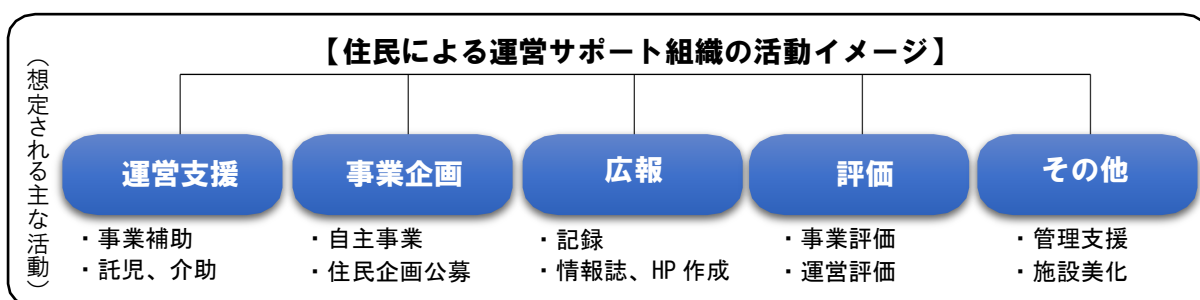
<管理運営体制のイメージ>



(2) 住民組織運営の基本方針

本施設では主な利用者である住民・住民団体等のニーズに即した適切な管理運営を図っていくことが最も重要であることから、管理運営、イベント事業や交流・情報発信事業等に係る企画運営等の様々な側面で住民参加を積極的に推進していきます。

そして施設の運営や事業、活動に多くの住民が参加し、本施設が住民主体の活動拠点となるよう、住民ボランティア活動の基盤づくりを進めるとともに、住民による運営サポート組織の設置を検討します。



文化複合施設では、住民ワークショップ等での提案を踏まえて、運営サポートに関して次のような住民参加活動を検討します。なお、これらは運営主体等によって実施内容や目的が変わってくることが想定されます。

<住民ワークショップ等の提案>

機能	住民参加活動	実施方針
施設全体	ボランティア育成講座の充実	本施設の管理運営に関わるボランティア活動を中心とした育成講座の実施を検討します。
	イベント・観覧時の一時保育を担う託児ボランティア	子育て世帯も気軽に訪れることができるように、託児スペースや人材等を確保して実施を検討します。
	公民館	各サークル・学校・企業・住民をつなげる住民のコーディネーター
	図書館	有償コーディネーターを含めた人材確保等を行い、実施を検討します。
	図書館	現在実施しているおはなし会を更に増やし、継続していきます。
	文化ホール	照明・音響の技術者協力や技術者の養成
郷土資料館	展示案内人や民話の語り部としてのボランティア	文化ホールにおいては設備操作に専門知識が必要となるため、実施を検討します。
	共有施設（アトリウム・カフェ等）	育成講座の開催や人材確保を行い、実施を検討します。
	施設美化（生け花・七夕・ひなまつり等の季節による展示等）	現在も季節ごとに展示を行っていますが、施設の美化に努め、四季を感じられる展示を心掛けます。また、展示ボランティアの人材を確保し、実施を検討します。

V章 施設管理計画

1. 施設管理の基本的考え方

施設管理については、賑わいあふれる環境づくりに向けた施設の利用のしやすさ、住民との協働に基づく管理のしやすさの両方のバランスに配慮することが重要であることから、利用規則や利用料金について明確な原則を設定する中でも柔軟な対応が可能となる制度とします。

また、様々な環境の変化に適切に対応して、施設の安全管理を徹底するとともに、災害時の避難場所としての機能や設備を確保します。そして、常に安全に安心して利用できるよう、適切なメンテナンスを実施し、予防保全の観点に立った維持管理を行います。

2. 施設管理の基本方針

(1) 利用規則の基本方針

利用規則は利用者の利便性を第一とし、子どもから高齢者までの誰もが日常的に利用しやすく、また利用したくなるような施設となるように配慮して設定します。また、複合施設のメリットを生かしながらも、周辺施設との連携にも配慮した規則とします。

利用手続については、利用者の立場に立ち、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい予約・受付システム等とします。

①休館日

既存施設は業務内容を踏まえて図書館以外の休館日を統一していることから、**本施設の休館日についても図書館は別途検討し、施設全体については年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）を含めて統一的にすることを検討します。**

なお、施設利用の安全性を確保するため、施設のメンテナンスが必要な場合には、利用者に支障のない範囲で臨時の休館日を設けます。

<既存施設の状況>

機能	休館日
公民館	・第2、第4月曜日（祝日の場合は翌日） ・12月28日から翌年1月4日まで
図書館	・月曜日 ・祝日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日） ・毎月末日（末日が月、土、日の場合はその翌日） ・特別整理日（15日以内で教育委員会が定める期間） ・12月28日から翌年1月4日まで
文化ホール	・第2、第4月曜日（祝日の場合は翌日） ・12月28日から翌年1月4日まで
郷土資料館	・第2、第4月曜日（祝日の場合は翌日） ・12月28日から翌年1月4日まで

②各機能の利用時間

各機能の利用時間は、既存施設を参考にして機能ごとの設定を検討しますが、住民ワークショップ等での提案を踏まえ、**利用者の多様化するライフスタイルにも考慮しながら、平日夜や土日の利用時間の延長についても検討します。**

また、複合施設であることを考慮しつつ、一体的に利用するケースを想定し、柔軟な利用が可能になるように配慮します。

<既存施設の状況>

機能	利用時間
公民館	・午前9時から午後9時まで
図書館	・火曜日及び木曜日から土曜日 午前10時から午後6時まで
	・水曜日 午前10時から午後7時まで
	・日曜日 午前10時から午後4時まで
文化ホール	・午前9時から午後9時まで
郷土資料館	・午前9時から午後5時まで

<住民ワークショップ等の提案>

- 平日には仕事の前後である朝や夜の開館
- 子どもや保護者の利用を考えて土日の利用時間の延長

③開館時間

利用者が各機能を快適に利用できるように、施設全体の開館時間は各機能の利用時間を踏まえて設定します。本施設の開館時間は、**既存施設の開館時間を参考として、午前9時から午後9時までを基本として検討します。**

また、施設の利便性を高めるため、必要な場合には開館時間外での対応についても検討します。

④利用手続・ルール

公民館や文化ホールについては、事前に施設予約した上で利用すること（予約は当日でも可）を基本とします。予約方法については、既存規則を基本としますが、直接窓口での予約申請の他に、電話・FAXやインターネットを活用した申請手段の導入についても検討します。

なお、大きなイベント等については開催の意義や必要性を勘案して、3か月以上前からの施設予約についても検討します。

また、館内の利用ルールについても既存規則を基本としますが、施設運営を進める中で利用者のニーズや利便性を踏まえて、規則の見直しを検討します。

<住民ワークショップ等の提案>

- 電話予約やネット予約の導入
- 大きなイベントについては1年前からの施設予約の導入

(2) 利用料金の基本方針

町が負担するコストと利用者負担を踏まえ、既存施設や近隣市町村の金額設定の状況も考慮に入れながら、利用者と利用しない住民との負担の公平性・公正性を確保した、バランスのとれた設定にすることを基本とします。

①使用料設定

施設の使用料については、適正な受益者負担の考え方を基本とし、住民が利用しやすい料金として部屋別・時間帯別の料金設定など、機能ごとの設定を検討します。なお、使用料は地方自治法に基づき、条例で定めることとなっており、一般に公共施設は収益を目的とするものではないので、その使用料は算定根拠を明確にして公平に定めます。

また、使用料において他の市町村民との負担割合の区別（料金の差異）を設定するとともに、近隣市町村の類似施設との均衡を図ります。

<住民ワークショップ等の提案>

- 稼働率を上げるため、部屋別や時間帯別の料金設定
- 町民が優先的に使用できるよう町外利用者は割増

②減免制度

減免制度は、利府町・利府町教育委員会が自ら使用する場合（公共的活動）や、政策的誘導など一定の行政効果を発生させる場合、また、公益性が高い団体（行政との関わりや結びつきが強い団体）等の使用に対し使用料の一部または全額を免除する制度です。現在、町内の公共施設においても、公益上の利用目的に応じて、条例により減免規定を設定しています。

本施設では、従来どおり利用目的に応じて、学校関係や公共団体を減免制度の対象とします。

また、文化芸術のサークルについては、利用目的等から許可理由を明確にした上で、減免制度の対象団体とすることを検討します。

Ⅵ章 利用・事業計画

1. 利用・事業の基本的考え方

本施設の持続性を確保するためには、施設の稼働率や収益性を高めていく必要があります。そのため利用者増加に向けて、各機能の相互連携も含めた質の高い、多彩なイベント事業等を実施します。

また、周辺の子育て支援施設、高齢者施設、病院、学校等や近隣市町村の施設との交流を推進して、イベントや講座等の連携を図ります。

利用者の利用頻度増大や新規利用者の拡大に向けては、本施設やイベント事業等を広く周知するとともに住民参加を促進するよう、効果的な情報提供活動を展開します。

また、本施設の収支を的確に把握することにより、費用対効果と収支バランスを意識した施設経営を行います。

2. 利用・事業の基本方針

(1) 活動事業の基本方針

各機能がその特色を十分に発揮した事業実施に加え、相互に連携し、複合型イベント等を開催し、複合施設としての事業展開を図ります。

なお、事業内容については、施設運営を進める中で利用者のニーズや利便性を踏まえて見直しを検討します。

①プレイベント事業

プレイベント事業は、新たな住民活動の拠点ができることを早い時期から発信し、開館への期待を高めるとともに、施設が建設されることへの理解を促す役割があります。そのため文化複合施設が開館するまでの間に、施設見学説明会を中心としてプレイベント事業を実施します。また、既存施設を有効に活用したプレイベント事業についても検討します。

プレイベントは貴重な実地トレーニングの場であり、企画・制作、事業内容、実施方法など開館後の試行として、様々なノウハウを蓄積できるように実施します。

<住民ワークショップ等の提案>

■施設見学説明会

②開館記念事業

開館記念事業は、完成した施設を使用して実施する最初の事業であり、住民をはじめとする多くの人に対して新しい施設を披露する重要な機会となります。

文化複合施設がどのような利用ができ、どのような活動を行っていく施設なのかを知ってもらう機会として重要な意味を持つため、町内外に広くアピールできるイベント（劇団ミュージカル、芝居、コンサート等）やオープニング無料利用企画等の実施について検討します。

<住民ワークショップ等の提案>

- 町内外に広くアピールできるイベント（劇団ミュージカル、芝居等）
- オープニング無料利用企画

③通年事業等

長期的な視野による社会教育事業のサービス提供や人材育成を引き続き推進するため、十符の里プラザ等で実施されている各種イベント事業について、実施効果の検証を図りつつ、有効な事業の継続的な実施を図ります。

また、住民団体等への相談・アドバイス・支援や、関連団体・人材・情報等の提供を図るなど、きめ細かな住民活動持続への支援を図ります。

文化ホール等のプロの利用や広域的な利用が期待される施設については、積極的にプロの公演・イベントや広域的な集会・イベント等の誘致と支援を図り、質の高いイベント機会の提供と、施設利用収益の向上を図ります。

複合施設であることを最大限に生かし、新たな体験・交流機会を提供する企画イベントの実施を積極的に図ります。また、単なる見学・鑑賞・学習にとどまらず、新たな楽しみ方の提案・支援や、幅広い層が楽しめるイベントなど、感動や発見を発信するイベント機会の拡充を図ります。

そして様々な利用者が参加できるように、住民ワークショップ等での提案を踏まえて、次のような通年事業等について検討します。なお、周辺施設や近隣市町村の施設と連携したイベントや講座等の開催についても検討します。

<住民ワークショップ等の提案>

機能	通年事業等	実施方針	
施設全体	利用者の意見等投函箱の設置	施設内にアンケート用紙や意見箱等を設置します。	
	公民館	町民講座の夜の実施	住民のニーズを踏まえて、実施を検討します。
		子ども達の学習の場づくり	子ども達の人材育成として実施します。
		ボランティア育成講座の開設	住民がボランティアとして運営に参加するために必要な知識や技術等について、学習する講座の実施を検討します。
	図書館	大人向けの朗読会	開催内容を検討し、実施します。
		蔵書の種類の充実（実用書や漫画等）	蔵書構成を考慮し、資料の充実を図ります。実用書や漫画においては、選書の基準を定め収集します。
	文化ホール	定期演奏会（和太鼓、吹奏楽、コーラス、ロックフェス等）	各団体と連携・調整を図り、実施を検討します。
	郷土資料館	展示の実演体験の実施	現在も実施しており、継続して実施します。
		住民が所有している郷土の資料を集めた展示	現在も実施しており、継続して実施します。

機能	通年事業等	実施方針
共有施設 (アトリウム・カフェ等)	各サークルの展示コーナー (販売コーナー含む)	展示コーナーについては実施します。 販売については、営利目的か否かの判断が難しいため、他の先進自治体の状況を把握し、詳細を検討します。
	誰もが楽しめるフリースペースとしての活用	催事、展示物の掲示や打合せ場所など、可能な限り来館者が自由に利用できるような場になるよう、配慮します。

④施設利用活性化に向けた事業

施設利用活性化に向けた事業については、施設内での活動やイベントにとどまらず、出前講座や出張イベント等により参加者層の拡大に努めます。また、未来のリーダーとなる若者を育成・支援し、活動成果を発表すると同時に参加者を取り込んだイベントの展開を検討します。

そして一層の施設利用活性化に向けて、住民ワークショップ等での提案を踏まえて、次のような事業等を基本として検討します。

<住民ワークショップ等の提案>

施策	事業等	実施方針
施設利用者の増加施策	予約システムの簡略化やポイント制の工夫	公平性を確保しつつ、若い世代から高齢者まで幅広く利用できるように、様々な手法を実施します。
	施設情報や設備データベース（機器の種類、メーカー等）の公開	イベント関係者など施設利用者が使いやすいように、データを公開します。
	施設内から外へのアウトリーチ事業の展開	現在も実施しているアウトリーチ事業をさらに展開し、周辺施設等において継続して実施します。
企画実践者の増加施策	イベント・企画の募集、実行支援	様々な事業展開ができるように、イベント・企画の募集や実行支援を実施します。
	プロデューサーやリーダーの育成支援	未来のプロデューサーやリーダーを育成支援するため、養成講座等を実施します。

(2) 広報活動の基本方針

利用者ニーズの把握を行うとともに、多様な広報媒体を活用し、有効な情報の発信やPRを継続的に行い、利用者の利用頻度増大や新規利用者の拡大を図ります。また、芸術性の高い事業や創造的で個性的な取組等を町内外に発信し、本施設の認知度向上を目指します。

施設の利用拡大に向けては、住民活動に対する関心を喚起するとともに、住民の事業や運営への参加促進を中心として、広報活動の展開を図ります。

①広報活動

文化複合施設のイベント情報、施設案内・利用案内（料金含む）、活動紹介・利用団体紹介、図書館資料の新着情報等について、町内外に広く周知します。実施する事業内容ごとにアピールすることで事業の認知度を高め、利用者の増加を図るとともに、多様な媒体を通じて施設内容やサービスを周知することで貸し館利用等を促進します。

また、広報方法としては、町の広報紙やホームページ、SNS 等の多様な媒体を活用し、利用者との双方向のやり取りも行い、効果的な情報提供を実施します。

<住民ワークショップ等の提案>

- ホームページや SNS など若者向けの電子媒体
- 広報紙やポスター等大人向けの紙媒体

（３）施設経営の基本方針

本施設では収支を的確に把握することにより適切な管理運営を行うとともに、費用対効果と収支バランスを意識した施設経営を行います。

また、住民ニーズに応えながら効果的に事業を展開していくために必要な予算の確保に努めるとともに、外部の助成金や企業協賛等を積極的に取り込み、多様な事業展開を図ります。

なお、管理運営手法を「直営及び一部業務委託」とする場合は、町の予算により、運営管理費を負担します。

また、「指定管理者制度」を導入する場合は、町から支払われる指定管理料の他に、使用料や自主事業の入場料等の収入を指定管理者が収入し、施設の運営費の一部に充てることができるようにします。

①収入

公立文化施設には、一般的に次の収入項目があります。

<収入項目>

項目	内容
使用料収入	施設提供事業における施設使用料、付帯設備使用料
事業収入	事業における入場料や参加料、外部からの助成金等
その他収入	チケット販売委託による収入、自動販売機設置による収入等
運営管理費／指定管理料	運営管理費（直営の場合）／指定管理料（指定管理者制度導入の場合）、事業受託料等

使用料収入は収入の大きな柱ですが、使用料金の設定については、受益者負担の考え方を基本として適切な料金を設定します。

事業費における自己財源比率の向上を図るため、公的な助成制度や補助制度の活用、企業からの寄付・サポート等の獲得に向けた活動を行います。

②支出

公立文化施設の支出には、一般的に次の項目があります。

<支出項目>

項目		内容
事業費		主催事業等に係る経費
施設運営費	人件費	施設運営や事業展開のために配置が必要な職員に係る経費
	維持管理費	光熱水費、修繕費、設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検等の建物や設備の維持管理に係る経費
	事務費	各種機器のリース代や消耗品費、保険料、通信料など施設の運営業務に係る経費

主催事業等は、費用対効果、長期的成果等を十分に検討した上で実施します。優れた音楽や演劇等の鑑賞事業、住民参加やアーティストによる舞台創作事業、子どもや若者に対する体験学習事業等、多様な事業を展開していくことを考慮して、一定の事業費を確保します。

職員の人数は、事業計画と密接な関連があるため、管理運営手法の検討と合わせて試算を行います。専門的な職能や人材を配置する中で横断的に業務を遂行できる柔軟な組織体制を構築し、適切な人件費で運営します。

光熱水費、保守点検費、警備・清掃費など建物や設備の維持管理にかかる費用については、開館時間等を基に適正に試算します。施設・設備の機能を維持するため、中長期的な視点により、修繕費や改修費を試算し、計画的な維持管理及び創意工夫による経費の縮減に努めます。また、運営関係の事務費として、消耗品費、保険料、通信料等の必要経費を適正に確保します。

③収支試算

将来にわたり町の財政負担とならないように施設全体の収支バランスを意識して、施設経営費用の目標を明確にした上で、収支の試算を行います。収支計画においては、管理者や人員配置等、今後の具体的な検討の中で決定すべき要素を含んでいるため、運営組織体制や事業計画の決定に合わせて収支の試算を行います。

<収支バランスのイメージ>

【収入】

使用料収入 (施設、備品 貸出料)	事業収入 (入場料、参加料等)	その他 収入	運営管理費(町負担)
-------------------------	--------------------	-----------	------------

【支出】

事業費	施設運営費		
	人件費	維持管理費(光熱水費、修繕費等)	事務費

Ⅶ章 その他

1. 今後のスケジュール

今後の事業スケジュール及び開館準備業務は、次のとおりです。

(1) ハード事業スケジュール

年	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36)	2025 (平成37)	
年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
全体事業										
基本設計		●策定(平成28年10月)								
I 期事業						●開館(予定)				
実施設計		●完了(平成29年5月)								
用地取得		→								
土地造成		→								
建築工事			→							
その他準備			→							
II 期事業										●開館(予定)
(実施設計)						→				
(建築工事)								→		
(その他準備)						→				

(2) ソフト事業スケジュール

年	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36)	2025 (平成37)	
年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
全体事業										
管理運営基本 計画の策定										
I 期事業						●開館(予定)				
管理運営の具 体化										
開館記念事業 等の準備										
カフェ等の設 置検討										
その他準備										
II 期事業										●開館 (予定)
(その他 準備)										

(3) 開館準備業務

開館までに行われる業務は多岐にわたりますが、主要な項目は次のとおりです。

①施設整備における対応

建築工事に際して、機器・音響・照明といった舞台備品の調達に関する仕様や図面の作成・確認など、専門的な業務が想定されます。

また、工事が進むにつれて、機材の仕様に関する調整や専門的な舞台備品の選定等の業務も必要となります。そのため、舞台技術等の専門家と実務を担っていく職員が連携し、開館前の準備段階から関わっていきます。

②管理運営の具体化

管理運営基本計画を具体化し、文化複合施設の目的を実現していくためには、管理運営の詳細について今後更に検討を重ね、決定していきます。

③施設設置条例の制定

施設設置条例や規則において、基本的な内容（開館時間、休館日、料金等）を定めます。

④住民参加の推進

住民ボランティア活動の基盤づくりや住民による運営サポート組織の組織化に向けて、早期から管理運営への住民参加を進めるため、勉強会等の開催支援や住民の自主的な事業・企画の立案・制作・運営支援を行います。

⑤施設開館広報の実施

本施設の開館を広くアピールし、開館に向けた期待感を一層高めるための広報活動を行います。広報活動を通して住民との相互コミュニケーションを図り、住民参加につなげます。

また、開館後の施設の利用促進を図るために、利用規則等を定め、施設利用に関する広報活動についても積極的に実施します。

⑥プレイベントの開催

本施設の開館を早くから周知するとともに、芸術文化に関心を持つ住民層の拡大を図ることにより事業及び活動への住民参加を促進していくために、プレイベントを開催します。

⑦開館記念事業の準備

今後の事業計画の中で開館記念事業の実施方針を明確にした上で、早期から準備を開始して、開館記念事業及び開館記念式典等の企画、制作を行います。

⑧施設利用の受付開始

運営主体及び利用規則等を定め、利用案内の作成、広報等、十分な準備を行った上で、利用者に配慮し、適正な時期に施設利用の受付を開始するものとします。

2. 実施検討事業案

<文化複合施設での実施を検討している事業（現在、実施している事業を含む）>

①町が主体となる事業

■生涯学習関係事業（公民館・文化ホール関係）

○各種総会（小ホールで開催）

- ・婦人会、町子連、芸術文化協会、郡婦連、女団連、青少年育成利府町民会議、利府クリーンクラブ等

○審議会（研修室で開催）

- ・文化財保護、芸術文化振興

○各種会議（研修室で開催）

- ・分館長会議、実行委員会等

○各種交流会

- ・婦人会、女団連等

○各種公民館教室（各研修室等）

○家庭教育学級事業

○子ども110番の家・動く子ども110番事業

- ・情報交換会、研修会

○十符っ子ブラザーシップ支援事業（小ホール）

- ・全体会

○十符っ子の日（小ホール）

○放課後子ども教室推進事業

- ・利府小学校児童対象（予定）

○青少年教育事業

- ・ジュニア・リーダー研修会

○各種講演会

- ・青少年育成利府町民会議講演会
- ・芸術文化講演会

○芸術文化事業

- ・河北美術展利府展
- ・利府町文化祭
- ・スクールバンドフェスティバル
- ・小さな音楽会（スペシャルコンサート）
- ・町民ギャラリー
- ・利府写真展

○成人式

○人材育成事業（ボランティア養成講座等）

■郷土資料館関係事業

- ・常設展・企画展（昔の民具展）
- ・展示ギャラリートーク（展示解説）
- ・文化財めぐり（学校、町民対象）
- ・歴史講演会
- ・歴史体験教室（勾玉づくり、土器づくり、火起こし等）
- ・歴史教室
- ・郷土資料館ボランティア養成講座

■図書館関係事業

- ・おはなし会（通年）
- ・出前おはなし会
各小学校、支援学校
乳幼児健康診断時
高齢者（包括支援センター）
地域、PTA行事等
- ・パネルシアター、映画上映会（通年）
- ・図書館講演会
- ・春・秋の図書館フェア
- ・読み聞かせボランティア養成講座
- ・図書館資料の収集と利用サービス（貸出・閲覧）
- ・レファレンスサービス
- ・図書館資料の予約・リクエストサービス
- ・インターネット予約サービス
- ・図書館資料の団体貸出サービス
- ・図書館協力・貸借協力
- ・障がい者サービス（対面音読等）
- ・学校向け図書館講座
- ・学校の調べ学習支援サービス
- ・関連機関との連携

②宮城県主催または仙台教育事務所主催事業・共催事業、町内各学校との連携事業、町内各団体との共催・連携事業	※参考※ ①及び②に記載の事業のうち、民間（一部業務委託または指定管理）への企画・運営委託を検討する事業
■県主催または仙台教育事務所主催の事業関係 ・研修会、講演会 ・地方青年文化祭 ・巡回公演事業 （みやぎの文化育成支援事業） ・青少年劇場小公演 （みやぎの文化育成支援事業） ・地方音楽会 （みやぎの文化育成支援事業） ・MAP研修 （MAP：みやぎアドベンチャープログラム） ・読み聞かせ講座（経験者向け） ・父親の家庭教育参画支援事業(講演会) ・地域活動指導者養成講座(研修会) ・ジュニア・リーダー中級研修会 ・少年の主張 ・宮城県 PTA 指導者中央研修会 ・PTA 指導者仙台地区研修会・協働教育研修会 ■町内各学校との連携・共催事業 ○学校行事関係 ・合唱コンクール（中学校） ・学芸会、学習発表会（小学校） ○部活動やサークルの発表、展示関係 ・吹奏楽部コンサート（中・高） ・美術部、写真部の作品展示（中・高） ○小・中・高合同学習会 ・高校生による小・中学生への学習支援 ■町内各団体との共催・連携による事業 ○町民主体の事業・イベント等（以下、参考例） ・町民参加による第九合唱 ・防災キャンプ ・おやしバンド ○町民劇団「ありのみ」公演 ○利府太鼓公演	○町等主体の各種イベント（自主企画） ・ミニコンサート ・ミニライブ ○一般団体等主体の各種イベント ・ミニコンサート ・ミニライブ ・各種大会 （ピアノコンクール、ダンス、エアロビ等） ・講演会 ・シンポジウム ・会議 ・絵画展 ○芸術作品の展示 ○施設内貸し出し関係

資料編

1. 検討体制

(1) 管理運営基本計画検討委員会

利府町文化複合施設管理運営基本計画検討委員会 委員名簿

順不同、敬称略

No.	枠組み	所属団体	役職	氏 名	備 考
1	学識経験者	(有) プランニング開	代表	新 田 新一郎	委員長
2	学識経験者	利府町文化芸術振興審議会	会長	菅 原 淳 一	副委員長
3	学識経験者	利府町行政区長会	副会長	酒 井 隆 志	
4	学識経験者	利府町文化財保護審議会	副会長	荒 井 美代子	
5	学識経験者	元利府町図書館建設検討委員会	委員	清 水 久美子	
6	学識経験者	ありのみ劇団	団長	赤 間 長 悦	
7	学識経験者	利府太鼓	代表	高 橋 久 代	
8	学識経験者	ウォールナッツハーモニー (コーラス団体)	代表	大 泉 泰 子	
9	学識経験者	利府町図書館 読み聞かせボランティア	代表	郷右近 正 美	
10	行政機関の職員等	宮城県図書館 企画管理部	部長	浅 野 恒 志	
11	行政機関の職員等	利府町立小・中学校校長会	会長	小野寺 孝 芳	
12	行政機関の職員等	利府町教育委員会	教育次長	佐 藤 博 昭	
13	行政機関の職員等	利府町職員 総務課	課長	折 笠 浩 幸	
14	行政機関の職員等	利府町職員 政策課	課長	小 幡 純 一	
15	行政機関の職員等	利府町職員 財務課	課長	高 橋 三喜夫	

＜管理運営基本計画検討委員会の開催概要＞

回数	日時	場所	内容
第1回	平成 29 年 9月21日(木) 10時～12時	利府町役場2階 第3会議室	・委嘱状交付式 ・委員長及び副委員長の選出 ・報告事項 （１）文化複合施設管理運営基本計画の策定手順について （２）今後のスケジュール等について
第2回	平成 29 年 12月18日 (月) 13時～15時	利府町役場2階 第2会議室	・検討事項 （１）文化複合施設管理運営基本計画骨子（案）について （２）文化複合施設管理運営基本計画（案）について （３）その他
第3回	平成 30 年 2月27日(火) 13時半～ 15時	利府町役場2階 第2会議室	・検討事項 （１）文化複合施設管理運営基本計画（案）について （２）今後のスケジュールについて （３）その他



(2) 住民ワークショップ

文化複合施設管理運営基本計画住民ワークショップ参加者名簿

順不同、敬称略

No.	氏 名	所属団体等	備考（活動分野・興味のある分野）
1	菅 原 淳 一	文化芸術振興審議会 会長	①芸術・文化活動
2	赤 間 長 悦	町民劇団「ありのみ」	②音楽・演劇活動
3	高 橋 久 代	利府太鼓	②音楽・演劇活動
4	今 野 喜 久 子	元図書館非常勤職員	③読書活動の推進
5	森 正 子	元図書館臨時職員	③読書活動の推進
6	瀬 戸 和 恵	利府吹奏楽団	①芸術・文化活動 ②音楽・演劇活動
7	吉 田 も え	舞踊松風流松風仙桂会	①芸術・文化活動 ②音楽・演劇活動
8	片 平 恵	青山小学校	①芸術・文化活動 ②音楽・演劇活動
9	鈴 木 美千代	読み聞かせボランティア	③読書活動の推進
10	遠 藤 光 行	利府町文化財保護審議会委員	①芸術・文化活動
11	佐々木 将 太	こども・学生支援団体 こどもチーム	②音楽・演劇活動
12	三 上 悟	基本設計ワーキンググループ 図書館部会リーダー	③読書活動の推進、④研修室・交流スペース等を利用する各種団体
13	小 出 純 子	利府町図書館ボランティア	③読書活動の推進
14	今 井 修一郎	しらかし台地区公民館分館長 他	①芸術・文化活動、③読書活動の推進、④研修室・交流スペース等を利用する各種団体
15	清 水 久美子	元利府町図書館建設検討委員会	③読書活動の推進

【参考】活動分野・興味のある分野

- ①芸術・文化活動（絵画等の創作・料理等）
- ②音楽・演劇活動（コーラス・楽器・バンド・ダンス・劇団等）
- ③読書活動の推進（読み聞かせ・傾聴ボランティア等）
- ④研修室・交流スペース等を利用する各種団体



＜住民ワークショップの開催概要＞

回数	日時	場所	内容
第1回	平成29年 9月26日(火) 19時～21時	利府町公民館 2F 研修室	・WSのねらいと施設計画進捗の紹介 ・管理運営を考えるポイント ・整備基本方針の紹介と提案の検討 ・全体共有
第2回	平成29年 10月19日 (木) 19時～21時	利府町公民館 2F 研修室	・グループ内自己紹介 ・進め方の確認と前回のふりかえり ・ワークショップ ①開館時間を考えよう！ ②料金設定を考えよう！ ③施設のルールのある方を考えよう！
第3回	平成29年 10月31日 (火) 19時～21時	利府町公民館 2F 研修室	・進め方の確認、約束の確認 ・現在の事業説明 ・ワークショップ - 各施設の「事業の目指す方向性・ありたい姿」、「イベント事業」、「開館記念事業」、「通年事業」の検討 ・ぜひ実施したい項目に「いいね！」シール添付 ・テーマごとに共有 ・次回の案内
第4回	平成29年 11月14日 (火) 19時～21時	利府町公民館 2F 研修室	・ワークショップ ①「管理運営への住民の関わり方（ボランティアなど）」の検討と共有（利府町の現状説明、他市町村の事例紹介） ②「望ましい管理運営のあり方・イメージ」の検討と共有
第5回	平成29年 11月29日 (水) 19時～21時	生涯学習 センター ミーティング ルーム	・ワークショップ ①「町民に広く知らせるためのPR方法」の情報提供、話し合い、共有 ②「施設利用者・企画実践者を増やすアイデア」の情報提供、話し合い、共有 ・利府町文化複合施設管理運営基本計画骨子（案）の説明、今後のスケジュールについて ・参加者から感想と今後への期待

2. 利府町文化複合施設基本構想（平成 25 年 5 月策定）

（1）文化複合施設整備のコンセプト

本町では、穏やかな自然環境とともに人々の暮らしと共に育まれてきた町の文化芸術を継承し、新たな文化芸術を創出することによって町民生活を豊かにし、活力ある町づくりを推進するため、河北美術展の開催など積極的に文化芸術活動に取り組んできました。

また、利府町総合計画や文化芸術の総合的な推進を図ることを目指し策定した利府町文化芸術振興基本方針では、文化芸術の拠点となる施設整備について検討することが位置づけられています。

新たな文化複合施設の整備については、上位計画や住民等ニーズを踏まえた課題からも、文化・芸術、図書館・生涯学習等活動にかかる住民や住民活動団体の主体的な活動の活性化や、新たな活動の活性化、町全体の元気づくりなどの大きな効果が期待されています。

加えて、東日本大震災では、希薄化しつつあった地域コミュニティや連帯感の重要性を改めて認識することとなりました。今後は、文化芸術活動や生涯学習活動などを通じ人との絆、地域との絆を強化するとともに、将来の環境変化に強い人材を育成し、豊かな町民の暮らしや町の活力を一層育んでいくことが重要となってきています。

また、新たな文化複合施設の整備は、単なる既存施設のリニューアルではなく、大きなホール等の新たな機能の強化や、複合施設であることのメリットを活かした多様な交流の喚起、施設の相互利用による新たな楽しみ方の発信、提供等の展開が図れるなど、大きな飛躍の可能性を秘めています。

このため、文化・芸術、図書館・生涯学習などの機能が複合化することによる特色を最大限に活かし、新たな出会いや感動や喜びが集まり、本町の大きな魅力として夢や元気を発信していくような拠点施設の実現を目指していきます。

【コンセプト】

町民の豊かなライフスタイルの実現を支援する
「生涯学習」「文化・芸術活動」「交流」の拠点づくり
～ 人や笑顔を育むための 学び・ふれあい・自己実現の場づくり ～
“新しい発見や出会い、感動や喜び”を発信する“夢・交流ステーション”

※利府町文化複合施設基本構想・基本計画（平成 25 年 5 月策定）より抜粋

■新たな文化複合施設整備の必要性や期待される効果

①既存の活動の活性化

十符の里プラザを中心とする読書、生涯学習、文化・芸術等の住民活動等は盛んであり、子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすく、もっと利用したくなる機能・空間やイベント等を充実することにより、日常的な利用率や、団体活動等への参加率の向上が図られ、一層の活動の促進・活性化が期待されます。

②新たな活動の活性化

大きな文化ホールによる良質な文化・芸術活動に触れる機会の増大や、多彩なイベント開催等により、新たな文化や楽しみ方の発信や、多彩なコミュニティ・交流の促進が期待されます。

③住民団体活動の活性化

新たな活動の場づくり等により、住民団体活動の範囲・内容等の拡大や、新たな活動団体の充実が図られ、幅広い層やニーズに対応した住民団体活動の促進が期待されます。

④住民参加型まちづくりの活性化

住民や住民活動団体等が主体的に、施設の維持管理や、イベント等への企画運営、情報発信等に対して積極的に参加する取組みが拡大することにより、住民参加型まちづくりへの理解・関心の醸成と、先進的な取組みの促進・活性化が期待されます。

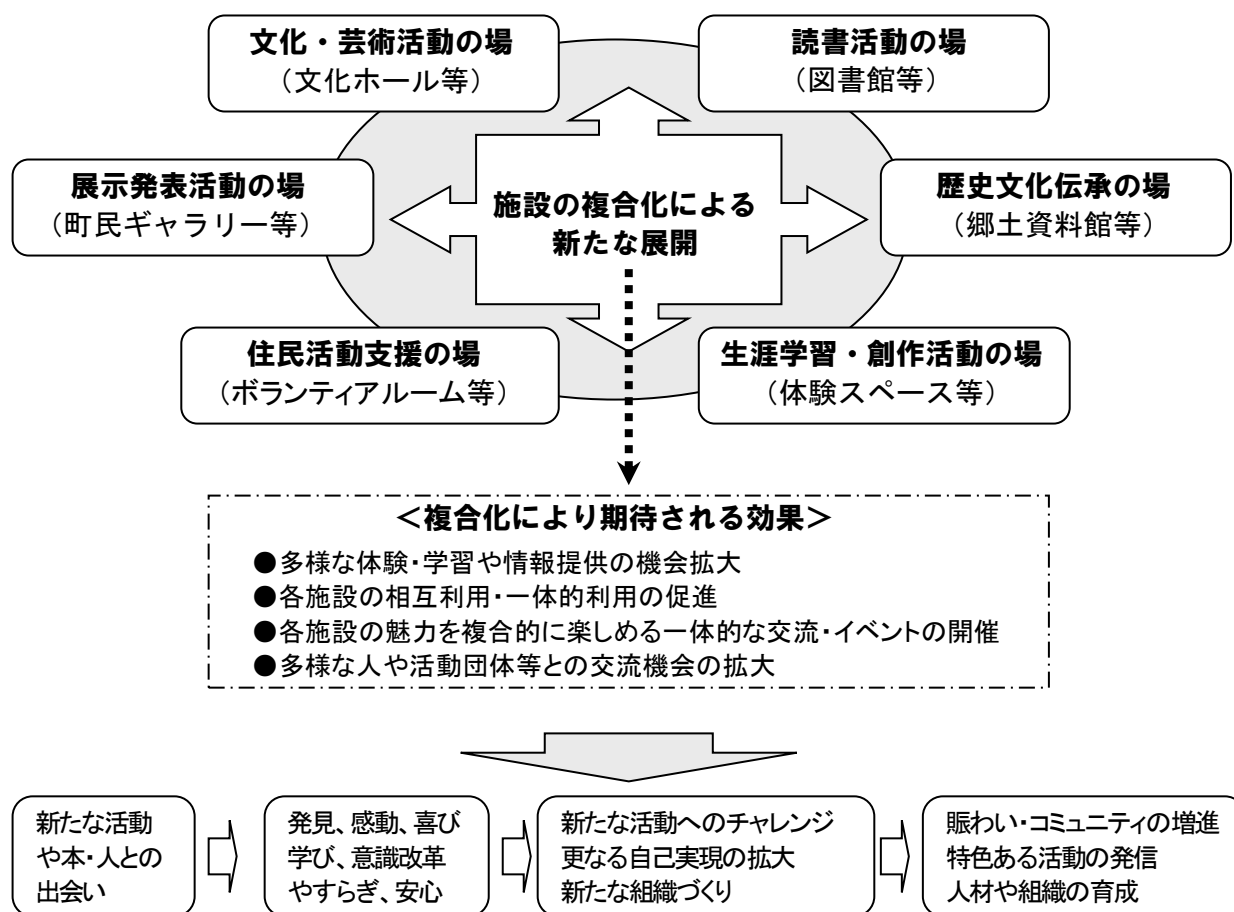
⑤町全体の元気づくり

文化・芸術、生涯学習、図書館活動等の振興に大きく貢献するとともに、町の誇り・シンボルとなるような拠点づくり、特色ある文化・芸術、生涯学習活動等の創造による新たな利府町の魅力の発信、広域的な交流機会の増大など、多方面への効果が期待されます。

⑥中心部や東部地域の活性化

中心部に位置する候補地での整備により、地域内の賑わい拡大やコミュニティ強化が図られ、中心部や利府駅周辺、東部地域の活性化に大きくつながっていくことが期待されます。

■拠点施設の複合化により期待される効果（新たな文化複合施設の特色化の方向イメージ）



※利府町文化複合施設基本構想・基本計画（平成25年5月策定）より抜粋

(2) 文化複合施設整備に向けての基本方針

① 住民活動を支援する“利用しやすい場”づくり

十符の里プラザを中心とする生涯学習・文化・芸術活動を一層活性化するような、利用しやすく、利用したくなる場づくりを図ります。また、子どもから高齢者まで幅広い層の住民が、日常的に利用し、様々な交流が生まれるような、“利用しやすい場”づくりを図ります。

- 住民・団体活動を活性化する利用しやすい・したくなる場づくり
- 子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい場づくり

② 新たな発見・喜びを育む“文化や個性発信の場”づくり

図書館利用率が高い利府町の特性や、住民の様々なニーズ変化を踏まえつつ、新たな文化・芸術との出会い、読書の喜びの再発見、多彩な生涯学習や交流を育み、利府の文化や個性を発信し先導するような、“文化や個性発信の場”づくりを図ります。

- 文化・芸術の特別な発表を支援する自己実現演出の場づくり
- 読書の喜びを発見し、新たな利用者（ファン）を増やす場づくり
- 多彩な交流を生み出す、集いたくなる場づくり
- 文化・芸術・生涯学習等の多彩な楽しみ方が広がる複合拠点づくり

③ 町民とともに成長する“住民主体の活動拠点”づくり

住民が、もっと利用しやすく利用したくなるような企画・運営の充実や、ルールづくりに住民が参加し、住民が主体的に施設の持続性を支えていくような仕組みづくりなど、“住民主体の活動拠点”づくりを図ります。

- 住民が主体的に企画・発信する住民（利用者）目線の企画・運営の充実
- 利用しやすい・したくなる環境づくりのための住民主体のルールづくりの支援
- 住民が主体的に利用者（ファン）を増やし施設を支える仕組みの充実

④ 環境の変化に適切に対応可能な“柔軟に発展する拠点”づくり

少子高齢化や地球環境への配慮、防災・減災に資する施設づくりなど、将来の様々な環境変化やニーズ変化を踏まえた拠点としていくとともに、柔軟にイベント・企画等を変貌・成長させていくような、“柔軟に発展する拠点”づくりを図ります。

- 少子高齢化など環境の変化に対応した利用が可能な柔軟な場づくり
- 防災など、様々な時代のニーズに対応可能な場づくり

⑤ 周辺施設との連携による“一体的かつ賑わいあふれる交流拠点”づくり

新たな拠点は単体で完結するのではなく、十符の里プラザや周辺の集客・便利施設と連携しつつ、相互利用の促進を図り、周辺地域や様々な分野への波及効果を広げるとともに、効率的効果的な公共投資につながるような、“一体的かつ賑わいあふれる交流拠点”づくりを図ります。

- 既存の十符の里プラザや周辺の集客・便利施設と連携した相互利用を促進する場づくり
- 効率的効果的な公共投資に留意した既存施設の有効活用と連携・役割分担の推進
- 周辺都市の関連施設の有効利用と連携の推進

※利府町文化複合施設基本構想・基本計画（平成25年5月策定）より抜粋

3. 文化複合施設の概要

■敷地概要

住所	利府町森郷字新椎の木前 地内外
敷地面積	22,339.31 m ²
地域・地区	仙塩広域都市計画区域・市街化調整区域
防火指定	建築基準法第22条区域
日影規制	なし
周辺道路	東：町道太子堂1号線 幅員 6.2 一部 3.8m 西：町道太子堂3号線 幅員 15.0m 南：県道仙台松島線（利府街道） 幅員 22.5m 北：町道利府中学校前線 幅員 9.5m
建ぺい率／容積率	70％／200％

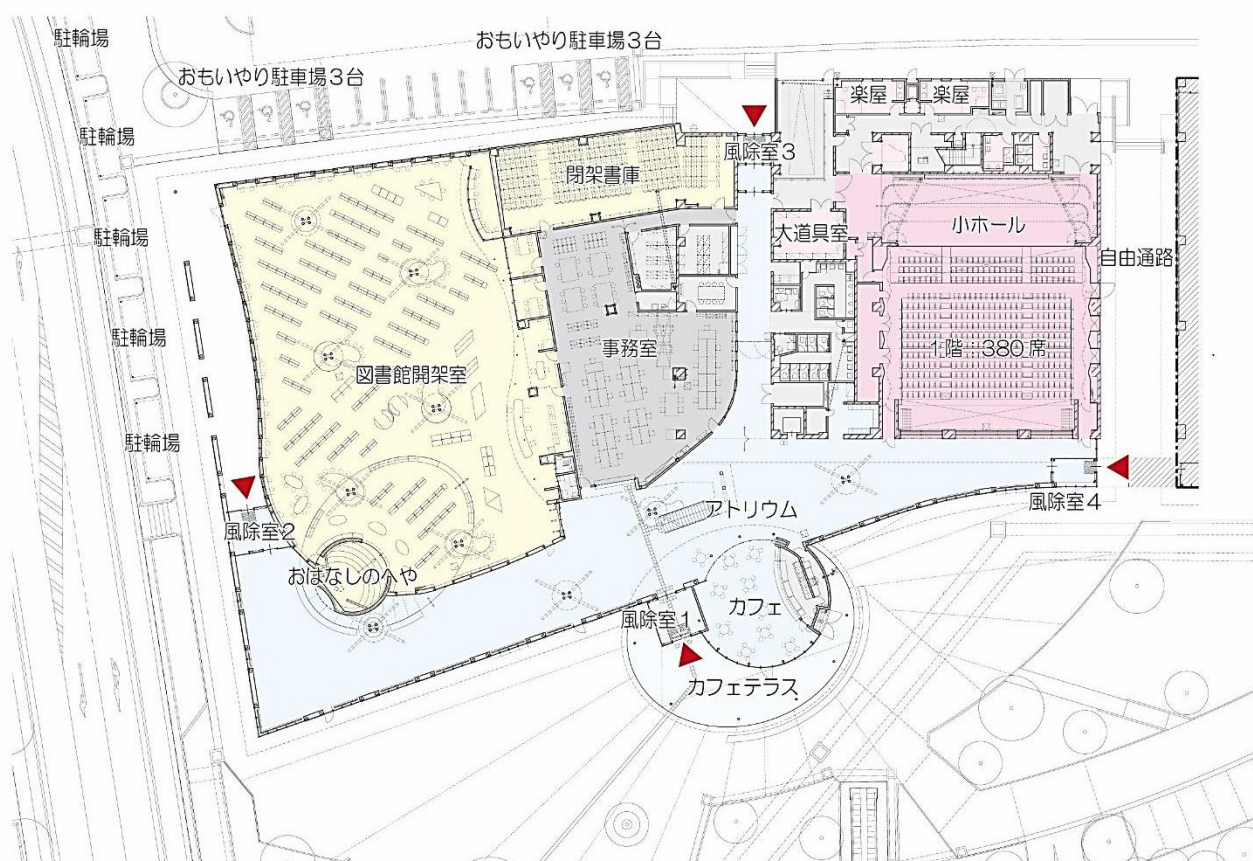
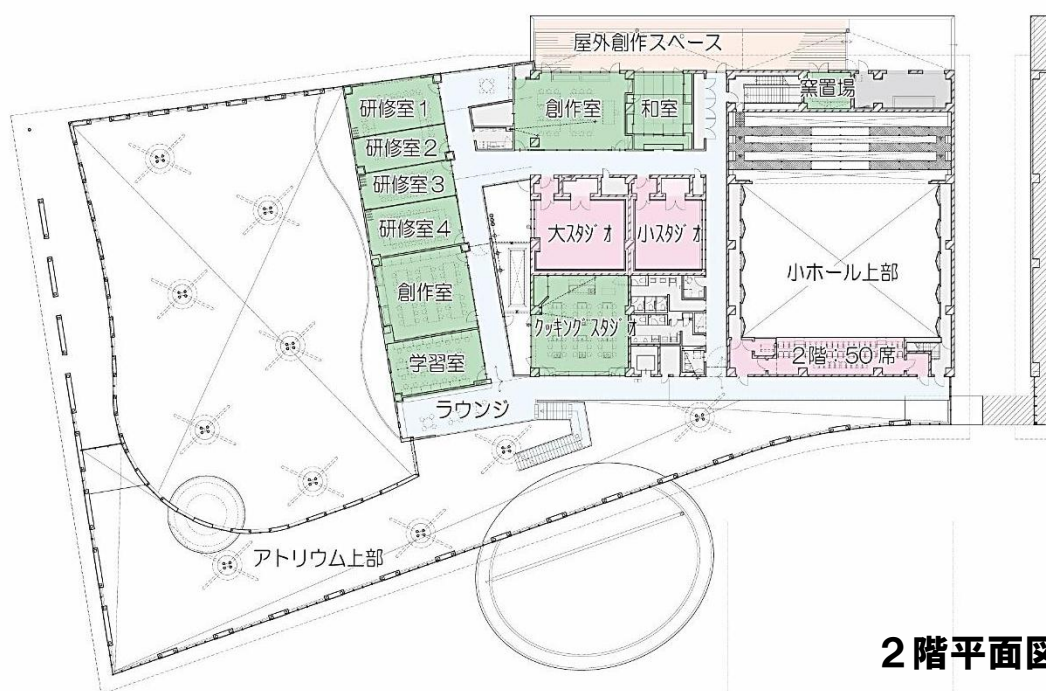
■建築概要

用途	複合施設 第Ⅰ期：公民館、図書館、小ホール、アトリウム 第Ⅱ期：大ホール、郷土資料館
構造／規模	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造／地上2階一部3階建、地下なし
最高高さ	第Ⅰ期：約18.3m（実施設計） 第Ⅱ期：約25.0m（基本設計）
建築面積	第Ⅰ期：3,870 m ² （実施設計） 第Ⅱ期：2,638 m ² （基本設計）
延床面積	第Ⅰ期：5,205 m ² （実施設計） 第Ⅱ期：3,671 m ² （基本設計）
建ぺい率／容積率	29.13％／39.73％
主要設備	電気、空気調和、換気、給排水、衛生、消火、非常用発電、避雷針、昇降機、舞台、太陽光発電、地中熱利用、雨水再利用
駐車場	約380台（内おもいやり駐車場6台）
駐輪場	約70台

<文化複合施設敷地の平面図>



<文化複合施設の平面図（第Ⅰ期分：実施設計図面）>



4. 用語解説

アウトリーチ

英語で「手を伸ばすこと」を意味し、地域への奉仕活動や現場出張サービスを指す。芸術文化の分野で用いる場合は、普段、芸術文化に触れる機会の少ない人々に対し、その生活の場（学校や福祉施設等）に出向いて育成事業等を行い、裾野を広げることを指す。

アトリウム

古代ローマ建築の柱廊をめぐらした中央広間を意味することから、現代では大規模な建築物において、光を通す材質の屋根や壁面で覆われた大規模な空間のことを指す。

開館記念事業

施設の開館時に行う事業の総称。「オープニング事業」という場合もある。

コーディネーター

調整役となる人。事業や議論などの場において示された方針に沿って、具体的な作業や実務を実践していく役割を指す。

コミュニティ

共同体のこと。同じ地域に居住し、政治・経済・生活などにおいて深く結びついている人々の集まり。民族、宗教、職業、学校などによる集まりや、趣味や活動など共通の目的により行動をとる集団を示すこともある。

受益者負担

利益を受ける者（受益者）がその利益に見合った経費を負担すべきとする原則。行政サービスにおいて用いる場合は、租税とは異なる負担を指す。

主催事業

本計画では、文化複合施設が主催者となって実施する事業を示す。「自主事業」という場合もある。

シンポジウム

研究発表会や討論会を示す用語。一般的には、何らかのテーマや問題について、広く聴衆を集め、公開討論などの形式で開催されることが多い。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

ウェブサイトの一種で、人と人とのつながりを促進・支援し、社会的なネットワークをインターネット上で構築するサービス。作者が発信した情報に対して不特定多数の人が閲覧及びコメントできる仕組みで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にし、また、共通の趣味や居住地域などによるつながりを通じて新たな人間関係を構築する場として提供されている。「Social Networking Service」の頭文字により表記している。フェイスブックやツイッターが代表的なサービスである。

プレイベント

本来公式に予定されている事業を実施する前に行う事業。本計画では、文化複合施設が開館するまでの間に施設整備と並行して実施していく事業を示す。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計・デザインを指す。

ワークショップ

学び、創造、問題解決の手法。一方通行的な知識や技術の伝達ではなく、参加者自らが参加・体験し、参加者の相互作用の中で学び合ったり創り出したりする双方向的なスタイルのものを指す。

